

## スイスの不正競争防止法(訳) ドイツの不正競争防止法(訳)

田村善之

スイスの1986年12月19日の不正競争防止法は、旧法を全面的に改正する新規立法である。改正に際しては、ドイツ不正競争防止法下における判例、学説が参酌されたが、ドイツ法は一般条項の解釈により多くの不正競争行為類型に対処しているのに対して、スイスにおいては、旧法下における裁判所が一般条項の活用に消極的であったために、新法は個別条項にて新たな禁止行為類型を設けたという特徴がある。以下、両法の訳文を掲載する\*。

\*新法の概要を紹介するものとして、参照、田村善之「スイスの不正競争防止法の紹介」工業所有権法学会年報16号(1992年)掲載予定。なお、ドイツ法に関して、同「スイス不正競争防止法およびドイツ不正競争防止法の比較検討」知的財産研究所・不正競争防止法に関する調査研究(1991年)280～297頁、同「一般条項」知的財産研究所・不正競争防止法に関する調査研究(1992年)131～155頁。

### スイスの不正競争防止法(訳文)

#### 不正競争に対する連邦法(1986年12月19日)

スイス連邦連邦議会は、  
連邦憲法第31条の1第2項、第31条の7、第64条および第64条の2に基づき、  
1983年5月18日の連邦内閣報告を閲読のうえ、  
以下のことを決議する。

#### 第1章 目的

##### 第1条

この法律は、公正かつ偽りのない競争を全ての関係者の利益のために保障することを目的とする。

#### 第2章 民事および訴訟法上の規定

##### 第1節 不正競争の違法性

##### 第2条 原則

欺罔的またはその他の方法により信義誠実の原則に反する行為または営業態度で、競争者の関係あるいは供給者と需要者の関係に影響を与えるものは、不正であり違法である。

### 第3条 不正な広告および販売方法とその他の違法な行為

特に以下のような者は、不正に行為する者である。

- a. 他人, その商品, 製品, 役務, これらの価格, もしくはその営業関係を, 虚偽の, 誤認的な, もしくは不必要に加害的な言説をもって, 誹謗する者。
- b. 自己, その商号, その営業表示, その商品, 製品もしくは役務, これらの価格, 在庫量, またはその営業関係につき, 不実ないし誤認的な表示をなし, あるいは同様の方法により第三者を競争上助ける者。
- c. 特別に傑出しているかもしくは能力があるかのごとき外観を呈すべき不適當な称号や職業上の肩書を利用する者。
- d. 他人の商品, 製品, 役務, もしくは営業と混同を生じさせる措置を講じる者。
- e. 自己, その商品, 製品, 役務, もしくはこれらの価格を, 不正確な, 誤認的な, 不必要に誹謗的または寄生的な方法により, 他人, その商品, 製品, 役務, もしくはこれらの価格と比較し, あるいは同様の方法により第三者を競争上助ける者。
- f. 選抜した商品, 製品, もしくは役務をくりかえし原価を割って提供し, 宣伝においてこれらのものを提供することを特に強調し, もって自己ないしは競業者の供給能力につき顧客を欺罔する者。販売価格が同種の商品, 製品, 役務を同様に仕入れる場合の原価を下回っている場合には, 欺罔するものと推定される。被告が実際の原価を証明した場合には, それが判断の基準となる。
- g. 景品により提供物の実際の価値につき顧客を欺罔する者。
- h. 特別に攻勢的な販売方法を用いて顧客の決定の自由を侵害する者。
- i. 商品, 製品, もしくは役務の品質, 量, 使用目的, 効用, もしくは危険性を隠蔽し, もって顧客を欺罔する者。
- k. 割賦売買ないしそれと同等の法律行為に関する公衆に対する広告において, その商号を明白に示さない者, 現金売買価格または総売買価格につき明白に記載しない者, または, フラン表示による割賦払いの割増料と年利率を正確に数値にして表示しない者。
- l. 小口信用に関する公衆に対する広告において, その商号を明白に示さない者, 信用額または払戻可能な最大限の総額につき明白に記載しない者, フラン表示による信用の最大限の費用と年利率を正確に数値にして表示しない者。
- m. 業務活動において, 割賦売買, 前払い売買, もしくは小口信用契約を提供したり, 締結したりする際に, 契約の対象, 価格, 支払い条件, 契約期間, 顧客の撤回ないし解約権, もしくは残債務の前払い権に関し, 不完全ないしは不実な記載を含む契約の雛形を用いる者。

### 第4条 契約違反ないし解消の唆し

特に以下のような者は、不正に行為する者である。

- a. 需要者に対し、自らその者と契約を締結しうるように、契約違反を唆す者。
- b. 自己ないしは他人のために利益を得ることを目的として、第三者の従業者、代理人、もしくはその他の使用人に対し、彼らに正当には帰属しない利益であって、彼らをして職務上ないし業務上の活動において義務に違反する行為をなすように唆すのに適した利益を約束するか、供与する者。
- c. 従業者、代理人、もしくはその他の使用人をして、その使用者ないしは本人の製造上ないしは営業上の秘密を漏示もしくは探知するように唆す者。
- d. 自らそのような契約を締結するために、割賦売買、前払い売買、もしくは小口信用契約を締結した買い主、信用債務者に対し、契約を撤回するように仕向けたり、前払い売買を締結した買い主に対し、契約を解約するように仕向ける者。

## 第5条 他人の成果の利用

特に以下のような者は、不正に行為する者である。

- a. 自己に託された申し出、見積り、企画などの労務の成果を無権限に利用する者。
- b. 無権限に渡されたものであることを知りつつ、あるいは、無権限に利用しうることになったことを知りつつ、第三者の申し出、見積り、企画などの労務の成果を利用する者。
- c. 市場性の熟した他人の労務の成果を、自ら相当な費用を費やすことなく、技術的な複製手段を通じて、そのまま引写し、利用する者。

## 第6条 製造上ないし営業上の秘密の侵害

特に、探知その他何らかの方法で不正に取得した製造上ないしは営業上の秘密を利用する、あるいは他人に伝える者は、不正に行為する者である。

## 第7条 労働条件の不履行

特に、法または契約により競業者にも課されている労働条件、あるいは職業上、土地上、慣行となっている労働条件を履行しない者は、不正に行為する者である。

## 第8条 濫用的な契約約款の利用

特に、誤認的な態様により契約の一方当事者の不利益となるように以下のように予め定式化された普通契約約款を用いる者は、不正に行為する者である。

- a. 直接適用ないしは準用可能な法の規定から著しく乖離した約款。
- b. 契約の性質に著しく矛盾した権利義務の配分を予定する約款。

## 第2節 訴訟適格

### 第9条 原則

不正競争により、顧客、信用もしくは業務上の声望、営業、その他経済上の利益を侵害さ

れ、もしくは侵害される危険のある者は、裁判官に以下のことを申し立てることができる。

- a. 差し迫った侵害の禁止。
- b. 現存する侵害の除去。
- c. 将来、侵害が効果を現す場合、侵害の違法性の確認。

前項に規定する者は、とくに訂正や判決を第三者に通知するか、もしくは、公表することを請求することができる。

第 1 項に規定する者は、以上の他、債務法に従い、損害賠償、慰謝料、および事務管理の規定を準用して利益の返還を請求することができる。

#### 第 10 条 顧客および団体訴訟

前条の訴えは、不正競争により経済的利益を侵害され、もしくは侵害される危険のある顧客もなすことができる。

さらに前条第 1 項ないし第 2 項に従い、次の者も訴えを提起することができる。

- a. 定款により構成員の利益を保護する権限を有する職業団体および経済団体。
- b. 定款に従い消費者の保護に専念する団体で、全スイスもしくは地方的な意義を有する団体。

#### 第 11 条 事業主に対する訴訟

不正競争が、従業者もしくはその他の使用人により職務上ないしは業務上の活動に際しなされたものである場合、事業主もまた第 9 条 1 項ないし 2 項の訴えに服する。

#### 第 3 節 訴訟法上の規定

#### 第 12 条 裁判管轄

不正競争に関する訴えは、被告の住所、所在地に提起することができる。

不正競争に関する民事法上の請求権が、該当する連邦法によれば州裁判所の専属管轄を予定されているか、もしくは、他の裁判籍を予定されている民事法の争訟と関連する場合には、不正競争に関する訴えはそこにも提起することができる。州裁判所の専属管轄が予定されている場合には、訴額を顧慮することなく連邦裁判所に控訴することができる。

#### 第 13 条 調停手続または簡易迅速な訴訟手続

州は連邦政府の定める一定の訴額以下の不正競争に関する争訟につき調停手続もしくは簡易迅速な訴訟手続を設ける。この手続は訴額の無い争訟にも適用される。

#### 第 14 条 保全処分

スイス民法典 28 条 c ないし 28 条 f は保全処分に準用される。

## 第 15 条 製造上および営業上の秘密の保持

第 3 条 f の訴訟においては当事者の製造上および営業上の秘密は守られなければならない。

証拠が前項の秘密を公開してしまう可能性のある場合には、他方当事者は、秘密を保持しうる限りの証拠に対して、接近することができる。

## 第 3 章 行政法上の規定

### 第 1 節 消費者に対する価格公示

#### 第 16 条 価格公示義務

消費者に対し売りに出された商品については、連邦政府が例外を定めていない限りにおいて、実際に支払われるべき価格を公示しなければならない。例外はとくに技術上ないし安全性の観点から許容される。この義務は、連邦政府により指定された役務の給付にも生じる。

連邦政府は価格とチップの公示について規定する。

量を測ることができる財貨や役務については、以上の他、測定方法に関する 1977 年 6 月 9 日の連邦法の第 11 条の規定が適用される。

#### 第 17 条 広告における価格公示

価格もしくは値下げが広告において示されている場合には、その公示は連邦政府が告示する規則に従う。

#### 第 18 条 誤認的価格公示

次のような行為を誤認的な方法により行うことは許されない。

- a. 価格の公示。
- b. 値下げの示唆。
- c. 実際に支払うべき価格の他に、それとは別の価格を呈示すること。

#### 第 19 条 情報開示義務

州の所轄機関は、実態を明らかにするために必要な限りにおいて、情報を収集し、証拠の提出を求めることができる。

情報開示義務を負う者は以下の者である。

- a. 消費者に売買を目的として商品を提供する人または会社、そのような商品を製造、購入する人または会社、もしくは、それにより取引をなす人または会社。
- b. 役務を提供し、調達し、取次ぎ、もしくは利用する者。
- c. 経済団体。
- d. 定款に従い消費者の保護に専念する団体で、全スイスもしくは地方的な意義を有する団体。

連邦民事訴訟法 42 条により証言を拒絶できる場合には、情報開示義務は生じない。  
行政手続や刑事手続に関する州の規定は今後も効力を有する。

## 第 20 条 施行

施行義務は州が負い、連邦がこれを監督する。  
連邦政府は施行規則を定める。

## 第 2 節 大売出しおよび類似の催事

### 第 21 条 許可を受ける義務

一時的に特別の割引きがあるかのごとく期待させる大売出しおよび類似の催事について  
公衆に対し広告する場合、またこれを実行する場合には、州の所轄官庁の許可を受けること  
を要する。

正当な競争を担保する必要がある場合には、許可は拒絶されるか、もしくは制限的な条件  
を付されることになる。在庫一掃大売出しまたは一部在庫一掃大売出しの場合には、特に宥  
如すべき事例を除き、営業が少なくとも一年前から遂行されていなければならない

在庫一掃大売出しの後、申請人は、特に宥如すべき事例を除き、最低 1 年から 5 年は同  
種の営業を開いたり、そのような営業に何らかの形で参加することを禁止される。禁令が守ら  
れなかった場合、営業は閉鎖される。本項は一部在庫大売出しにも準用される。

連邦政府は施行規則を定める。連邦政府はそれに先立って州、利害関係のある職業およ  
び経済団体、全スイスのないしは地方的意義を有する消費者団体を聴聞する。

### 第 22 条 州の権限

州は、本法および連邦政府の命令の範囲内で、大売出しおよび類似の催事に関する規則  
を制定することができ、故意または過失ある違反行為に対しては拘留と罰金を課すことがで  
きる。

州は、大売出しおよび類似の催事に対し、手数料を徴収することができる。

## 第 4 章 刑罰規定

### 第 23 条 不正競争

故意に第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条の規定する不正競争を行う者は、告訴に基づき、懲  
役または 10 万フラン以下の罰金に処する。刑事告訴は、第 9 条、第 10 条による民事訴訟の  
提訴権者がなすことができる。

### 第 24 条 顧客に対する価格公示義務違反

故意に以下のような行為を行う者は、拘留または 2 万フラン以下の罰金に処する。

- a. 価格公示義務(第 16 条)に違反する。

- b. 広告における価格公示に関する規定(第 17 条)に違反する。
  - c. 誤認的な方法により価格を公示する(第 18 条)。
  - d. 価格公示に関する情報開示義務に違反する(第 19 条)。
  - e. 価格公示に関する連邦政府の施行規則(第 16 条と第 20 条)に違反する。
- 過失により前項の行為を行った者に対しては、刑は罰金とする。

#### 第 25 条 大売出しの規定違反

故意に大売出しの規定(第 21 条)に違反する者は、拘留または 2 万フラン以下の罰金に処する。

過失により前項の行為を行った者に対しては、刑は罰金とする。

#### 第 26 条 事業体における違反行為

代理人またはこれと同等の者が事業体においてなした違反行為に対しては、行政刑罰法第 6 条および第 7 条の規定が適用される。

#### 第 27 条 刑事訴追

刑事訴追は州の管轄事項となる

州の所轄官庁は、消費者に対する価格公示および大売出しと類似の催事の範囲における全ての判決、通告処分、執行猶予決定を即座に無料でスイス連邦国民経済省宛に完全な謄本を作成して連邦検察官に報告しなければならない。

#### 第 5 章 終則

##### 第 28 条 現行法の廃止

不正競争に関する 1943 年 9 月 30 日の連邦法は廃止される。

##### 第 29 条 国民投票および発効

本法は自由選択の国民投票に服する。

発効については連邦政府がこれを定める。

### ドイツの不正競争防止法(訳文)

1909 年 6 月 7 日の不正競争防止法(1991 年現在)

第 1 条 業務上の取引において競争の目的をもって善良の風俗に反する行為をなす者に対しては、差止および損害賠償を請求することができる。

第 2 条 本法においては、商品には農産物が含まれ、営業上の役務および利益には農業上のものが含まれることとする。

第 3 条 業務上の取引において競争の目的をもって業務上の事柄について、特に、個々の商品、営業上の役務もしくはあらゆる提供物に関しその性能、出所地、製造法、価格について、または、価格表、商品の仕入方法や仕入先、表彰経験、販売の動機や目的、在庫料について、誤認を生ぜしめる表示をなす者に対しては、差止および損害賠償を請求することができる。

第 4 条 (1) 特に有利な提供であるとの外観を作出する意図をもって公の広告やある程度広範囲の人々に対する通知において、商品、営業上の役務に関しその性能、出所地、製造法、価格について、あるいは、商品の仕入方法や仕入先、表彰経験、販売の動機や目的、在庫量について、故意に誤認を生ぜしめるのに適した虚偽の表示をなす者は、2 年以内の自由刑または罰金に処する。

(2) 前項の虚偽の表示が事業体内において従業者や代理人によってなされた場合には、当該行為がその事業主や管理者の認識のもとに行われたときにかぎり、従業者や代理人の他、これらの者もまた刑に処する。

第 5 条 (1) 業務上の取引においてある商品や営業上の役務の名称として使用されている名であって、出所を表示するものとはされていないものに関しては、その利用につき前 2 条の規定が適用されることはない。

(2) 前 2 条の規定においては、そこに掲げられた表示に代替するものとして意図され、かつそれに適しているものであるかぎり、図形的表示やその他の手段もまたそこに記された表示とみなされる。

第 6 条 (1) 公の広告やある程度広範囲の人々に対する通知において、破産財団に由来するけれども、現在は破産財団に属するものではない商品の販売を広告する場合には、商品が破産財団を出所とする旨のいかなる引用をもなしてはならない。

(2) 故意または過失により前項の規定に反して、商品の広告中にその商品が破産財団を出所とする旨の引用をなした者は、秩序違反を犯すものとする。この秩序違反に対しては 1 万マルク以下の過料を処することができるものとする。

第 6 条 a (1) 最終消費者との業務上の取引において商品の販売に関連して自らの地位を製造者であると示した者に対しては、差止を請求することができる。ただし、以下の場合にはこの限りではないものとする。

1. その者が最終消費者にのみ販売する場合。
2. その者が再販業者または業務上の消費者に対して許容している価格をもって最終消費



者に販売する場合。

3. 最終消費者に対する販売価格が再販業者又は業務上の消費者に対する販売価格よりも高いものであることを明白に示す場合、またはそのことが最終消費者にとって公然と知られている場合。

(2) 最終消費者との業務上の取引において商品の販売に関連して自らの地位を卸売業者であると示した者に対しては、差止を請求することができる。ただし、その者が主として再販業者または業務上の消費者に対して供給するものであって前項 2 号ないし 3 号のいずれかに該当する場合にはこの限りではないものとする。

第 6 条 b 業務上の取引において競争の目的で最終消費者に商品の購入のための資格証、身分証、その他の証明書を発行する者、または、そのような証明書の提示と引換えに商品を販売する者に対しては差止を請求することができる。ただし、証明書が一回限りの購入を資格付けるものであって、各購入ごとに個別的に発行されるものであるときはこの限りではないものとする。

第 6 条 c 非商人に対して、他人に対しその勧誘の方法に従ってその他人がさらなる購入者を同様に勧誘した場合には同様の利益が与えられるという取引を勧誘し締結させた場合には特別の利益を与えるとの約束をもって商品、営業上の役務、権利を購入させることを自らあるいは他人を通じて企図した者は、2 年以内の自由刑または罰金に処する。その業務が性質または規模からして商業的方法で組織された営業を必要としない者も、ここにいう非商人として扱うものとする。

第 6 条 d (1) 最終消費者との業務上の取引において、公の広告やある程度広範囲の人々に対する通知において、以下のような宣伝をなす者に対してはその差止を請求することができる。

1. 全提供物の中で特に目立たせた商品の個々につき顧客一人当たりの購入を量的に制限するか、再販者の購入を禁止する者。
2. 自ら顧客一人当たりの購入を量的に制限するか、再販者の購入を禁止した商品であって全提供物の中で特に目立たせた商品の個々について、価格の提示または人目を引くように際立たされたその他の指定により特に有利な提供であるかの如き外観を喚起する者。

(2) 広告または通知が、その商品を自营の職業上または業務上の活動に、もしくは、公務上または職務上の活動に利用するものに対してのみ向けられたものである場合には、前項を適用しない。

第 6 条 e (1) 最終消費者との業務上の取引において、公の広告やある程度広範囲の人々に対する通知において、全提供物の中で特に目立たせた商品や産業上の役務の個々につき実際に要求している価格に対し、より高い価格を対比させ、あるいは一定金額または百分率をもって値下げ幅を知らせ、もって以前はより高い価格を要求していたとの印象を与える者に対しては、差止を請求することができる。

(2) 前項は以下の場合には適用しない。

1. 人目を引くように際立たされていない価格の札。
2. 人目を引くように示すことなく、以前のカatalogまたはそれに類似の、商品、役務の分野の提供を包括するパンフレットに含まれていたより高い価格を引用する場合。
3. 広告または通知が、その商品または営業上の役務を自営の職業上または業務上の活動に、もしくは、公務上または職務上の活動に利用するものに対してのみ向けられたものである場合。

第 7 条 (1) 通常の業務取引の外に挙行される小売の催事であって、商品の販売促進に役立ち、購入に特別な利益があるような印象を喚起するような催事(特別催事)を広告または実行する者に対しては差止を請求することができる。

(2) 前項の特別催事は、品質または価格により区別された商品が期間の限定なく、事業者の通常の営業の内にはさまる形で提供される場合には、存在しないものとする。

(3) 第 1 項は、平日 12 日とその期間とする以下の特別催事には適用しないものとする

1. 1 月の最終月曜日あるいは 7 月の最終月曜日に始まり、繊維製品、衣類、靴、皮革製品、スポーツ用品が販売される催事(冬物、夏物一掃販売)。
2. 事業者が同一営業部門にて創立 25 周年を迎えた場合の記念行事として行われる催事(記念特売)。

第 7 条 a - 第 7 条 d (削除)

第 8 条 (1) 1. 火災、水害、暴風、あるいは主催者の責めに帰すことができない類似の事象により惹起された損害のために、

または、

2. 建築法上、届け出をなす義務または許可を受ける義務のある改築計画を実行する前に、商品の在庫一掃が、状況からみて不可避的な場合(在庫一掃強制状態)には、在庫一掃強制状態を除去するために必要な限度で、第 7 条第 3 項の期間以外にも最高平日 12 日間を限度として在庫一掃販売を行うことができるものとする。第 1 号の在庫一掃販売の広告においては、在庫を一掃するに至った原因を示さなければならない。

(2) 全営業の廃止を理由とする在庫一掃販売は、主催者が在庫一掃販売開始前の少なくとも 3 年以内に同種の営業の廃止を理由とする在庫一掃販売を行っていない場合には、第 7

条第 3 項の期間以外にも最高平日 24 日間を限度として行うことができるものとする。ただし、この 3 年の期間経過前の在庫一掃販売を正当化する特別の事情が存在する場合にはこの限りではない。以上につき、前項最後文を準用する。

(3) 第 1 項第 1 文第 1 号の在庫一掃販売は最初の広告の少なくとも一週間前に、第 1 項第 1 文第 2 号および第 2 項の在庫一掃販売はその少なくとも 2 週間前に、所轄の商業、手工業、工業の公的職能代表に届け出をなさなければならない。この届け出には、以下の事項を含まなければならない。

1. 在庫一掃販売の理由。
2. 在庫一掃販売の始期、終期、場所。
3. 一掃販売される商品の種類、性質、量。
4. 第 1 項第 2 号の在庫一掃販売の場合には、建築に関する販売面積の表示。
5. 第 2 項の在庫一掃販売の場合には営業の期間。

届け出には在庫一掃販売の理由を構成する事実を証明する書類を添付しなければならない。第 1 項第 2 号の在庫一掃販売の場合には建築計画を許容する建築当局の確認書の添付も必要とする。

(4) 記載事項の検査の権限は、商業、手工業、工業の公的職能代表またはこれらが任命した代理人に属する。この目的のためにこれらの者は営業時間内に主催者の営業区域に立ち入ることができるものとする。書類の閲覧および謄本または複写の作成も認められるものとする。

(5) 以下の者に対しては、全部の在庫一掃販売の広告または実行の差止を請求することができる。

1. 第 1 項ないし第 4 項に違反する者。
2. 在庫一掃販売のためにのみ仕入れた商品を販売する者(商品の前倒し後倒し)。

(6) さらに以下の者に対しても差止を請求することができる。

1. 在庫一掃販売の原因を濫用的にもたらした者、あるいはその他の方法により在庫一掃販売の可能性を濫用する者。
2. 廃業を広告した営業を間接ないし直接継続する者、あるいは在庫一掃販売の主催者として同一の場所にて同一市町村内にて 2 年経過する前に当該商品種類の取引を開始する者。ただし、そのような継続または開始を正当化する特別の事情が存する場合にはこの限りではない。
3. 第 1 項第 2 号の在庫一掃販売の場合において、届け出られた建築が完全に終了する前に当該売り場にて取引を継続する者。

第 9 条～第 11 条 (削除)

第 12 条 (1) 商品または営業上の役務の購入に際し、不正に自己または第三者を優遇することの対価として、業務上の取引において競争の目的で事業体の従業者または代理人に対して利益を呈示、約束、または付与する者は、1 年以下の自由刑または罰金に処する。

(2) 商品または営業上の役務の購入に際し、不正に他人を優遇することの対価として、業務上の取引において競争の目的で利益を要求し、約束させ、または収受する事業体の従業者または代理人もまた前項と同一の刑に処する。

第 13 条 (1) 第 4 条、第 6 条、第 6 条 c、第 12 条に違反する者に対しては、差止を請求することができる。

(2) 第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 6 条ないし第 6 条 e、第 7 条、第 8 条の場合においては、以下の者が差止を請求することができる。

1. 同一もしくは類似の商品または営業上の役務を販売する業者。
2. 産業上の利益の促進を目的とする権利能力を有する団体。
3. 啓蒙と相談により消費者の利益を擁護することを定款の任務の一とする権利能力を有する団体。第一条の場合には、この団体は、請求が消費者の本質的利害に抵触する行為に関わる場合にかぎり、差止めを請求することができる。
4. 商工業会議所または手工業会議所。

(3) 第 12 条の場合には前項第 1 号、第 2 号、第 4 号の業者、団体、会議所のみが差止を請求することができる。

(4) 第 2 項および第 3 項に掲げた事例において、違反行為が事業体の中で従業員または受任者によって行われる場合には、事業主に対しても差止を請求することができる。

(5) 請求が全事情を顧慮すると濫用とされる場合、とくに請求が主として違反行為者に対して権利追求の経費または費用の賠償請求権を発生させるために使われている場合には、差止を請求することができない。

(6) 以下の者は違反行為によって発生した損害を賠償する義務を負う。

1. 第 3 条の場合において自己の表示が誤認を生ぜしめるものであることを知っていた者、または知るべきであった者。定期刊行物の編集者、出版社、印刷者または配布者に対しては、その者が表示が誤認を生ぜしめるものであることを知っていた場合に限り、損害賠償を請求することができる。
2. 故意または過失により第 6 条ないし第 6 条 e、第 7 条、第 8 条、第 12 条に違反した者。

第 13 条 a (1) 第 4 条にいう誤認を生ぜしめるのに適した虚偽の宣伝であって、その宣伝が向けられた人的範囲にとって契約の締結に決定的であるような宣伝によって購入を決定した購買者は、契約を解除することができる。広告が第三者の記述に由来する場合には、契約の相手方当事者が記載が虚偽であって誤認に適していることを知っていたか、知るべきであった場合、もしくはそのような記載のある広告を自ら手段を講じて利用した場合にかぎり、購買

者に解除権が発生する。

(2) 解除は、購買者が諸事情から解除権が発生したことを知った時点から遅滞なく契約の相手方当事者に通告されなければならない。契約の締結から 6 カ月を経過する前に解除が通告去れない場合には、解除権は消滅する。解除権はまえても消滅させることはできない。

(3) 解除の効果は、動産に関しては訪問その他類似の取引の撤回に関する法律の第 3 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、および第 5 条第 3 項第 1 文に従う。それ以上の損害を請求することは排斥されない。広告が第三者に由来する場合には、契約の相手方当事者と第三者との関係においては、第三者のみが購買者の解除によって発生した損害を負担する。ただし、契約の相手方当事者が違反行為を知っていた場合にはこのかぎりではない。

第 14 条 (1) 競争の目的で他人の営業につき、事業主または管理者の人物につき、他人の商品または営業上の役務につき、業務の運営または事業主の信用を害するのに適した事実を主張し、あるいは、流布する者に対しては、その事実が真実であると証明できるものでないかぎり、被侵害者に発生した損害を賠償する義務を負う。被侵害者はそのような事実の主張または流布の差止を請求することができる。

(2) 機密の情報の伝達に関する場合であって、伝達者かまたは受領者が報告につき正当な利益を有する場合には、事実が真実に反して主張され、流布される場合にのみ、その差止を請求することができる。損害の賠償は、伝達者が事実が真実ではないことを知っていたか、知るべきであった場合に限り、請求することができる。

(3) 第 13 条 4 項の規定は、本条の場合に準用する。

第 15 条 (1) 他人の営業につき、事業主または管理者の人物につき、他人の商品または営業上の役務につき、業務の運営または事業主の信用を害するのに適した真実に反する事実を悪意をもって主張し、あるいは、流布する者は、1 年以内の自由刑または罰金に処する。

(2) 前項の行為が事業体の中で従業者または代理人によって主張され、あるいは流布される場合であって、当該行為が事業主の承知のもとで行われた場合には、従業者または代理人の他、事業主もまた刑に処する。

第 16 条 (1) 業務上の取引において、他人が権限をもって用いている名称、商号、特別な標識との混同を生ぜしめるような態様で、名称、商号、もしくは営業、企業、印刷物の特別な標識を使用する者に対しては、当該他人はそのような使用の差止を請求することができる。

(2) 使用者は、不正な使用方法が混同を生ぜしめるようなものであることを知っていたか、または知るべきであった場合には、被侵害者に対し損害を賠償する義務を負う。

(3) 営業の目印その他営業を他の営業と区別するために定められた手段であって関係取引圏内にて営業を識別するものとして通用しているものは、営業の特別な標識として取り扱う。

商標および表層の保護(1894年5月12日の商品標識の保護に関する法律第1条,第15条,Reichsgesetzbl. S. 441)に関しては,本規定を適用しない。

(4) 第13条第4項の規定は,本条の場合に準用する。

第17条 (1) 事業体の従業者,労働者,見習人として,雇用関係に基づいて打ち明けられたか,または,知りうることとなった営業上もしくは事業上の秘密を,雇用関係の継続中に無権限に,競争の目的で,あるいは自己または第三者のために,あるいは事業主に損害を加える意図を以て,他人に開示する者は,3年以下の自由刑または罰金に処する。

(2) 競争の目的で,あるいは自己または第三者のために,あるいは事業主に損害を加える意図を以て,以下の行為をなす者は前項と同一の刑に処する。

1. 営業上もしくは事業上の秘密を

- a. 技術的手段の利用により,
  - b. 秘密を化体する複製物を作成することにより,
  - c. 秘密が化体された物を取得することにより,
- 無権限に入手するか,または確保する。

2. 第1項に掲げた開示のいずれかにより,もしくは,自己ないし他人の前号に規定した行為により取得し,または,その他の方法により無権限に入手,確保した営業上もしくは事業上の秘密を無権限に使用し,または,他人に開示する。

(3) 本条の罪の未遂犯は,これを罰する。

(4) 特に重大な事例については,5年以下の懲役または罰金に処する。行為者が開示の際に秘密が外国において使用されるものであることを知っているか,または自ら外国にて使用する場合には,通常は重大な事例となる。

第18条 業務上の取引において託された原型または技術上の指図書,特に図面,雛形,型板,型紙,処方書を,競争の目的で,または自己のために無権限に利用するか,または他人に開示する者は,2年以下の自由刑または罰金に処する。

第19条 前2条に違反する行為をなした者は,さらに発生した損害の賠償の義務を負う。義務者が複数ある場合には連帯債務者とする。

第20条 (1) 競争の目的で,または自己のために,他人に第17条ないし第18条に違反する行為をなすように唆そうとする者,またはこのような違反行為をなそうという申し出を受け入れる者は,2年以下の自由刑または罰金に処する。

(2) 競争の目的で,または自己のために,第17条ないし第18条に違反する行為をなそうと申し出る者,または他人の要求に対しそのような行為をする用意があるということを明らかにする者は,前項と同一の刑に処する。

(3) 刑法第 31 条は本条の場合に準用する。

第 20 条 a 第 17 条, 第 18 条, および第 20 条の違反行為に対しては, 刑法第 5 条第 7 号を準用する。

第 21 条 (1) 本法にかかる差止および損害賠償請求権は, 請求権者が行為と義務者を知った時から 6 か月をもって時効により消滅する。請求権者の知不知を問わず, 行為のときから 3 年を経た時も同様とする。

(2) 損害賠償請求権については, 損害の発生する前には時効の進行は開始しない。

第 22 条 (1) 本法の罪は, 第 4 条と第 6 条 c の罪を除いて, 告訴を待ってこれを訴追する。第 17 条, 第 18 条, 第 20 条の罪において, 刑事訴追当局が刑事訴追に対する公共の利益のために職権による刑事訴追を必要と判断する場合は, これに該当しない。第 12 条の場合においては, 第 13 条第 2 項第 1 号, 2 号, 4 号に掲げられた業者, 団体, 会議所の各々が告訴権を有する。

(2) 第 4 条と第 6 条 c の罪においては告訴を待って初めて訴追可能となる第 12 条の罪と同じく, 被侵害者(刑事訴訟法第 374 条第 1 項第 7 号)の他, 第 13 条第 2 項第 1 号, 2 号, 4 号に掲げられた業者, 団体, 会議所の各々が私訴を提起する権利を有する。

第 23 条 (1) 第 15 条の事案の判決において刑罰が宣告される場合には, 被侵害者の申立てに基づいて, 求めに応じて判決を公示する旨を指示しなければならない。

(2) 本法の規定に基づいて差止請求が提起される場合には, 判決中において勝訴当事者に判決の命令部分を一定期間内に敗訴当事者の費用により公示する権限を付与することができる。

(3) 公示の方法は, 判決中においてこれを定める。

第 23 条 a 第 1 条, 第 3 条, 第 4 条, 第 6 条, 第 6 条 a ないし第 6 条 e, 第 7 条, 第 8 条に違反する行為に対する差止請求の訴額を算定する際には, 事件がその性質および範囲において単純である場合, あるいは, 一方当事者に全訴額を負担させることがその資産および収入の状況からみて困難であるように見受けられる場合には, これを訴額を減額する方向に顧慮しなければならない。

第 23 条 b (1) 本法に基づく請求が訴えとして提起されている民事訴訟において, 一方当事者が全訴額に従った訴訟費用を負担するとその経済状態が著しく害されるであろうことを疎明した場合には, その申立てにより裁判所は経済状態に応じた訴額部分に基づいてその当事者の訴訟費用支払いの義務を算定するように命令することができる。裁判所は, この命

令を、その当事者が自己が負担すべき訴訟の費用を直接的にせよ間接的にせよ第三者に引き受けさせるものではないことをさらに疎明するかどうかということによらしめることができる。命令は、助成を受けた当事者が弁護士に対する報酬も同じくこの訴額の一部に従って支払えば足りるという効果を有するものとする。当該当事者が訴訟の費用を課せられるか、これを引き受ける場合には、相手方により支払われた裁判手数料と相手方の弁護士報酬をこの訴額の一部に従って弁償すれば足りるものとする。相手方が裁判外の費用を課せられるか、これを引き受ける場合には、助成を受けた当事者の弁護士は、相手方が負担すべきとされた訴額に従って自己の報酬を相手方から取り立てることができる。

(2) 前項の申立ては裁判所事務所に対し口頭にて行い、調書に記載せしめることができる。申立ては本案の弁論開始前になさなければならない。弁論開始後は、裁判所が受理ないし確定した訴額を後に引き上げた場合にのみ、申立てが可能となる。申立てに対する裁判を下すに際しては、事前に相手方を審尋しなければならない。

第 24 条 (1) 本法に基づく訴えは、被告の営業所所在地、またはそれが無い場合には住所の所在地の裁判所の管轄に属する。国内に営業所も住所もない場合には、国内の居所の裁判所の管轄に属する。

(2) 本法に基づく訴えは、行為のなされた地の裁判所もまたこれを管轄する。

第 25 条 本法に掲げられた差止め請求権を保全する場合には、民事訴訟法第 935 条、第 940 条所定の要件が存在しない場合にも仮処分を発することができる。

第 26 条 (削除)

第 27 条 (1) 本法に基づく請求がなされている民事訴訟は、第一審において地方裁判所が管轄する限りにおいて、商事部に属するものとする。ただし、最終消費者が第 13 条 a の請求をなしている場合において、その請求が裁判所構成法第 95 条第 1 項第 1 号に基づく双方の商行為に由来しない場合を除く。

(2) 州政府は、競争事件の司法ことに判例の統一の確保に役立つときは、法規命令により複数の地方裁判所の区域に対してそのうちの一つの裁判所を競争事件の裁判所と決定することができる。

(3) 当事者は、競争事件の裁判所において、前項の規定がなければ訴えが係属するはずであった裁判所において担当を許されている弁護士を自己の代理人とすることができる。この規定は、控訴裁判所における代理にも準用する。

(4) 前項の規定により一方当事者が受訴裁判所において担当を許されていない弁護士に代理させたことにより増加した費用は、弁償の範囲外とする。



第 27 条 a (1) 州政府は、本法に基づく請求がなされる民事紛争を調停するために、商工会議所内に調停所(以下、調停所)を設置する。

(2) 調停所は、最終消費者または第 13 条第 2 項第 3 号にいう消費団体による申立ての場合には、ドイツ裁判官法に基づく裁判官の職を持つ法律専門家 1 名を主任とし、同数の業者および消費者を委員として置かなければならない。その他の場合には、主任 1 名と少なくとも 2 名の専門的知識を有する業者を委員として置かなければならない。主任は、競争法の分野に通じている者でなければならない。委員は、主任により、毎年作成される陪席委員名簿から各事件毎に任命される。この任命は、当事者の了解を得て行われなければならない。調停所の構成員の除斥に関しては民事訴訟法第 41 条ないし第 43 条と第 44 条第 2 項ないし第 4 項が準用される。忌避の申立てについては、調停所所在地を管轄する地方裁判所(商事部、商事部がない場合には民事部)が、裁判する。

(3) 第 13 条および第 13 条 a にかかる民事紛争においては、競争行為が最終消費者との業務上の取引に関わる者である限りにおいて、各当事者が、相手方と紛争事件について話し合うために、調停所に申し立てることができる。第 13 条および第 13 条 a にかかるその他の民事紛争の場合には、相手方の同意がある場合に限り、調停所に申し立てることができる。

(4) 調停所の管轄については、第 24 条を準用する。

(5) 調停所の主任は、当事者に出頭を命ずることができる。無断で出頭しない当事者に対しては、調停所は秩序金を定めることができる。出頭の命令および秩序金の決定に対しては、調停所所在地を管轄する地方裁判所(商事部、商事部がない場合には民事部)に、民事訴訟法の規定に従い、即時抗告をなすことができる。

(6) 調停所は友好的な合意の成立につとめなければならない。調停所は両当事者のために書面により理由を記載した調停案を作成することができる。調停案とその理由は両当事者の同意のある場合に限り公表することができる。

(7) 和解が成立した場合には、特別の文書を作成し、和解成立の日付を記したうえ、手続きに参加した調停所構成員と両当事者がこれに署名しなければならない。調停所において成立した和解については強制執行が可能である。民事訴訟法第 797 条 a はこの場合に準用する。

(8) 調停所は、主張されている請求が最初から理由のないものであると思料するとき、あるいは自ら管轄権を有しないと思料するときは、調停手続きの開始を拒否することができる。

(9) 調停が申立てられた場合には、時効は訴訟が提起された場合と同様に中断する。時効の中断は、調停所の手続きが終了するまで継続する。和解が成立しない場合には、調停所は、手続きが終了した時点を決定する。主任はこれを両当事者に通知しなければならない。調停の申立てが取り下げられた場合には、時効の中断は無かったものとする。

(10) 第 3 項第 1 文に掲げた紛争が、事前に調停の申立てがないままに訴訟に係属することとなった場合には、裁判所は、申立てにより、新たな期日を定めて、その期日までに友好的な和解を成立させるよう調停所に申し立てよう当事者に命ずることができる。仮処分の申請

に対する手続きにおいては、この命令は、相手方の同意がある場合にのみなすことができる。第 8 項は適用しない。調停所に手続が係属しているときは、申立ての相手方は、調停所に対する申立て後新たに請求権不存在の確認を求める訴訟を提起することはできないものとする。

(11) 州政府は、以上の規定を遂行するために、および、調停所の手続きを規律するために必要な規定を、とくに調停所の監督について、商工会議所に属しない業者(商工会議所に関する法を暫定的に規律するための法律第 2 条第 2 項ないし第 6 項)の相当な参加を伴う調停所の構成について、秩序金の執行について、そして、調停所による費用の徴収に関する規定を、公布する権限を有するものとする。調停所の構成については、州に設置され公的な資金助成を受けている消費者センターの提案を第 2 項第 1 文に掲げる消費者の決定に当たって顧慮しなければならない。

第 28 条 国内に主たる営業所を有しない者は、その主たる営業所が存在する国において連邦官報内に記載された公示に従えばドイツの業者が相応の保護を享受している限度において、本法の保護を受ける権利を有する。

第 29 条 (削除)

第 30 条 (1) この法律は、1909 年 10 月 1 日から施行する。

(2) 右の時点から、1896 年 5 月 27 日の不正競争防止法(Reichsgesetzbl. S. 145)は、その効力を失う。